

日本共産党町政報告

日本共産党葉山町議会議員団

町議会議員 **くぼたみき**

電話/Fax 854-9356

http://www.jcp-hayama.com/

町議会議員 **近藤昇一**

電話 875-9619 Fax 876-3235



平成26年度
一般会計決算

職員給与過支給問題で全会一致不認定

監査委員の意見書や決算審査で、町職員4人の給与が誤って余分に支給されていたことがわかり、400万円余りが返還されましたが、時効によって33万円余の返納されていない件が明らかになりました。平成25年に発覚したにもかかわらず、議会に何ら報告されていなかったこと。職員の自覚。必要な書類が提出されないなど、平成26年度一般会計決算を全会一致で不認定としました。

地方自治法100条
調査特別委員会設置へ

4件の職員給与過支給

1件は、平成23年に職員本人から「昇給に誤りがあるのではないか」と申し出があり、誤りがあったと判断し、平成24年に「通勤手当」として差額分を支給しましたが、平成26年に改めて検証したところ追加支給が誤りであったことが判明し、当該職員から240万円余が返納されました。3件は「扶養手当」等に該当しない事が判明し、時効分を除く196万円余が返納されたものです。

町の脱税行為では

昇給誤りとした差額分が「本給」ではなく「通勤手当」として支払われ「税金・共済掛け金」などの支払いはおこなわれていません。これは、町の「脱税行為」ではないでしょうか。

3年間放置

平成23年当時、他にも支給誤りがあるのでと調査し、5人の職員に昇給誤りがあり、ほかにも広がる可能性があるかと判断。顧問弁護士にも相談し「誠意ある対応をとるように」とのアドバイスを受けていましたが、その後の調査を怠り、申し出た職員にのみに差額分を支給し

ただけです。

原因究明がなされず

「昇給誤り」が行われた年度までさかのぼり調査していれば、全く問題にならなかったものです。職員間の連携のなさ。原因究明と再発防止の措置が全く取られていないことが問題です。町当局は「結果オーライ」との立場ですが、そこには働くものを守ろうという姿勢が感じられません。

職員の自覚の問題では

時効分は返納を求めているとのことですが、「扶養手当」は自主申告で、仮に意図的ではなかったとしても、町民の税金によって支払われているという、職員の自覚に疑問が生じ、その責任は重いものがあると言わざるをえません。法的な問題はともかく、当該職員とよく話し合いを持つべきです。

永年培われてきた隠蔽体質

当時の書類等が存在しないなど、町側の認識の甘さもあり、偽証による罰則も適用される地方自治法100条の「調査特別委員会」を設置し退職した当時の職員の出席も求め全容解明を目指し、町政をより民主的に推進するため全力を挙げたいと思います。

消防指令台の共同運用 広域化への第一歩

平成26年は年初に消防の指令台を、横須賀市、三浦市と共同運用することが発表され、6月には議会の議決が求められました。

私たちは、これは消防の広域化への第一歩ではないかと一貫して指摘してきました。5月には三浦市が横須賀市へ事務委託する形での広域化が新聞発表されています。

消防が広域化されれば葉山町の消防本部は人口40万人の横須賀市に吸収され、葉山にある救急車の台数は2台から1台に減らされる可能性があります。

また、これまで応援協定でもっとも多く救急車を出動していた逗子市からの応援は減少し、今後は横須賀市からの応援が増えると考えます。

「戦争法」廃止の連合政権を

安倍自公政権は、戦争法を強行採決しました。憲法違反の戦争法を強行した安倍自公政権に対して、満身の怒りを込めて抗議します。同時に、戦争法案の廃案を求めて、国民一人ひとりが、主権者として自覚的・自発的に声をあげ、立ち上がるという、戦後かつてない新しい国民運動が広がっていることは、日本の未来にとっての大きな希望です。

国民の声、国民の運動にこたえて、野党が結束して、法案成立阻止のためにたたかったことも、大きな意義をもつものと考えます。

たたかいは、強行採決によって止まるものではありません。政権党のこの横暴は、平和と民主主義を希求する国民のたたかいの新たな発展を促さざるをえないでしょう。

私たちは、国民のみなさんにつぎの呼びかけをおこないます。

①戦争法（安保法制）廃止、安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させよう

地理的な関係からも、なぜ逗子市との共同運用にならなかったのか、多くの疑問と不安が残ったままのスタートになりました。

さらに、共同運用の経費負担は小さな自治体に負担の大きい不公平なものとなっていて、県下の他の団体と比較しても早急に改善が求められるものです。

前代未聞?! 決算書の差し替え

決算書に前年度に借入れを行った項目が、誤って再度記載されていたことが判明し、議案書や資料、監査委員の意見書などが差し替えられ、大量の無駄が発生するという、前代未聞の事態となりました。

このことは、町のミスとともに議会提出前に監査委員がなぜチェックできなかったのか問われることとなります。

日本共産党提案

②戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくろう

③「戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が、国政選挙で選挙協力を行おう

以上の、3点を野党各党、個人団体に広く呼び掛け、対話を始めました。

各野党、個人・団体から賛同の声をいただいています。

必ず成功させるため、具体的には「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が提唱している「戦争法の廃止を求める統一署名」に賛同し、「署名」活動を行いますので、ご協力をお願いします。

署名用紙は、日本共産党ホームページからダウンロードできます。



次回定例会は11月27日（金）から始まります

窪田美樹議員の議会質問

これでいいの？小学校給食 自校方式からセンター方式へ

葉山町では、中学校給食実施に向けた検討が数年にわたって行われてきました。

26年度当初、教育委員会の答申として中学校2校の給食を共同調理場で調理して配送する方式を発表しました。小学校4校もこれまでの自校式を変更し6校合わせたセンター方式に変更。センター用地を、上山口小学校旧校舎の場所が適地という内容が中間報告として発表されました。

ところが、小学校関係者もセンター建設が予定された近隣住民、上山口小学校関係者にも寝耳に水の話しで、10月24日開催した議会主催の「ご意見を伺う会」では、町に対する不信感が充満していました。

「葉山町総合計画」では、「協働でできること」をテーマに掲げながら、現場の声も聴かずに計画を進めてしまう手法は、町民との協働とは程遠く、町政運営の根幹が問われる問題です。

町は、中学校給食を先行して始め、小学校給食のセンター調理化は白紙に戻し、関係者と相談しながら計画を進めるべきであると考えます。



職員地域手当の何が問題か

葉山町は、職員給与のうち、地域手当が国基準の6%を上回る10%を支給しているため、国から特別交付税について減額措置が取られていることで、2度にわたり職員給与削減議案が議員提案され、いずれも否決しています。

国の基準は、鎌倉市・逗子市が15%で、なぜ葉山町が6%なのか疑問が残るところですが、特別交付税が減額され、町民生活に影響を与えることも看過できません。

しかし、職員給与は、町長が町の財政状況や職員の生活面も考え、職員との協議によって決定すべきものです。

町長は、「職員組合との約束で、来年度話し合いを行う」として動かず、一方で、「職員組合との約束」を守るといいながら、「議会の決定は尊重する」として、自らの責任を放棄しようとしていました。

共産党議員団は会派として職員組合幹部から聞き取りを行ったところ「組合から地域手当についての話し合いの申し入れを行っているが、回答がない」とのことです。

「話し合いを行った」とのことですが、内容は議会決議が求めている「地域手当の問題を最優先」とはなっていません。

これでは、「議会の決定の尊重」と言いながら、「議会決議」は無視するという、議会軽視で、町長の場合当たりの対応でしかありません。

町長に代わって、議員が提案し、これに反対するものは「悪」であるとの論調がはびこっていますが、議会が決定することで、町長の責任は免責されてしまうことに気づくべきです。本来、この問題の責任は傍観者として眺めているだけで、本気で解決しようとししない町長にあるのではないのでしょうか。

年をとっても安心して暮らし続けられる葉山へ

医療介護総合確保法が国会で成立し、医療との連携で第6期の介護保険事業計画から制度が大きく変わりました。①要支援1・2の訪問介護と通所介護を保険給付の対象から外し、地域支援事業へ ②特別養護老人ホームへの入所は原則「要介護3」以上に限る ③所得によって介護保険の利用料を2割負担に引き上げ ④低所得者でも預貯金等があれば施設の居住費・食費等の減免を行わない。介護保険の方向性が変わる大改悪です。

新総合事業への取り組みは

入院から在宅へ、医療から介護へ、施設から地域へ、そのため地域ケアシステムの構築が必須です。新総合事業では、社会福祉協議会と連携しながら地域福祉団体の連絡協議会である小地域福祉活動推進連絡会を研究会と位置づけ、地域の課題整理から始めている。10月下旬には介護保険事業者に対し研修会を開催し、新総合事業への円滑な移行を目指す。というもの。他自治体では、各事業所への事前説明まで行っているところもあり、利用者の切り捨てはもちろん、混乱が起きないような対応を求めました。

その他の質問

一色宅地開発の諸問題について

一色宅地開発問題は、一体の土地開発を分割して行い、葉山町まちづくり条例の規制逃れを意図して行われ、今後のまちづくりに大きく影響をあたえるもので、葉山町まちづくり条例の見直しなどの対応が求められるものです。

しかし、町は規制逃れはないと強弁し、また、条例には限界があるとして、条例の見直しを行おうとしていません。



工事中的一色宅地開発

地域密着型特別養護老人ホーム開設は

葉山町では平成29年度までに地域密着型特別養護老人ホーム開設が第6期計画となっています。現在、開設に向け事業の実現可能性を精査しながら事業者と話し合いをしているとのこと。

保育園開設では、事業者は決まったものの様々な問題解決に開園が予定より半年間遅れました。待ち望まれる特養ホーム開設に向け行政の関わり方が重要となります。

このような中、新たに下山口地区で、またしても土地の一部分の開発申請が出され、条例の規制逃れではないかとの疑惑が持たれています。

さらにこの計画地では、一色宅地開発計画と同じように、地下水の湧水問題を抱えているようです。

一色宅地開発計画の問題点を教訓として、葉山町まちづくり条例の早急な見直しが必要ではないでしょうか。

葉山町奨学金給付の復活は

多くの自治体が行っている高校生への奨学金給付制度。28年度予算策定に向け奨学金制度復活に向けた取組みを伺いました。

他市町村の状況に関する調査を踏まえて、検討したいとの答弁。一年前と答弁は変わっていません。行政の決まり文句、この一年間何を検討していたのでしょうか。

日本共産党へ、町政に対するご意見をお寄せください。